

# 委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

## 1. 視察概要

委員会名	産業常任委員会
委員名	八木吉夫、佐藤弘樹、関 武徳、遊佐辰雄、山村康治、青沼智雄
日時	平成29年10月25日(水)～平成29年10月27日(金)
視察先	1. 奈良県生駒市 2. 兵庫県養父市 3. 滋賀県高島市
出席者 (説明者)	1. 生駒市地域活力創生部経済振興課長 岡田 敬 氏 生駒市地域活力創生部経済振興課長補佐 巽 真一 氏 生駒市地域活力創生部経済振興課農林係長 高橋俊雄 氏 2. 養父市市民生活部大屋地域局長 杉本 彰洋 氏 養父市産業経済部商工観光課長 柳川 武 氏 3. 高島市農林水産部農業政策課参事 安達秀弥 氏

## 2. 視察内容

視察項目	1. 遊休農地活用事業について(奈良県生駒市) 2. 廃校への企業誘致活動について(兵庫県養父市) 3. 有害鳥獣被害対策について(滋賀県高島市)
視察内容	1. 遊休農地活用事業について(奈良県生駒市) 遊休農地活用事業は、耕作しない遊休農地を市が無償で借り上げ、無償で耕作希望者へ貸し出すという事業です。事業の特徴として、農地所有者については市が農地を借りるため、安心して貸すことができ、さらには農地も借り手の責任で適正に管理されるというメリットがあります。しかし、市との契約期間である5年間は自ら耕作することはできないというデメリットもあります。 一方、農地利用者については、無償で農地を借りることができ、作付けなども市の普及指導員に相談できる体制が構築されています。 これまでの本事業の利用者の推移は、平成21年の貸出登録農地は1万4,120平方メートルで11人が貸出登録しており、うち1万2,543平方メートルが61人に利用され、平成25年には4万1,431平方メートルが40人に貸出登録されており、うち3万5,619平方メートルが191人に利用されています。平成29年では5万4,309平方メートルが52人に貸出登録されており、うち4万9,970平方メートルが208人に利用されるなど、近年は農地転用化の動きもあり、貸出農地が不足する傾向にあります。 新規就農者や遊休農地利用者に対する補助制度としては、15歳から45歳までの新規就農者が農機具、農業施設、農業設備等を購入する場合に要する経費に対し、上限50万円を対象とした新規就農者補助金交付事業を実施しています。また、遊休農

地活用事業新規利用者には利用当初1回のみ、草刈り、耕耘に要する経費に対して上限2万円の補助、さらには農地に駐車するために要する真砂土購入経費に対して一律3,000円の補助を行っています。

上記のように後継者支援に関する各種の政策メニューがありますが、一方で農業収入に比べ、農地を不動産として活用するほうが有利であるとして、農地減少、農地離れが進み、後継者が育たないことが現状での課題となっています。

実績としては、農地の活用により貸し手側は管理労力の軽減、借り手側は生産、交流の場として、ともに高評価を得ているとのことでした。さらには、農家、市の指導普及員との間での生産技術の指導を通して交流が強まり、新たなコミュニティの形成、非農家の農産物祭りへの出品にもつながっており、棚田景観を生かす市民活動も続けられています。

## 2. 廃校への企業誘致活動について(兵庫県養父市)

養父市の廃校施設への企業誘致については、商工観光課、各地域局、教育委員会等、2部3課体制の横断的組織体制で企業誘致を推進しており、誘致までのプロセスにおいて、企業との進出協定に市、地域のための地域貢献について盛り込み、さらには住民に対し、進出企業の事業計画について十分な説明を行いながら、住民との合意形成を図ることを重要視しています。

企業誘致のための主な取り組みは、1つ目は廃校活用の提案、廃校(事業用地)の紹介で、市のホームページなどを通じ、廃校活用の事例紹介や廃校利用の募集を行っています。

2つ目は見本市、展示会等への出展であり、見本市等に出展し、参加者や出展企業等に本市への企業進出の働きかけを行ったり、進出するに当たって企業が市に求める要望を把握し、今後の方向性の検討や施策に反映させています。

3つ目は企業誘致の総合的なサポートで、用地選定や地域との調整、関係法令等に係る許認可や設備投資等の補助申請に当たってのサポートを行っており、進出後も円滑な事業運営のための相談、助言を行っています。

4つ目として関係機関との連携で、兵庫県、ひょうご・神戸投資サポートセンター、商工会及び金融機関等関係機関と連携し、情報の共有化を図り、効果的、効率的な情報収集と情報発信を行っています。

企業誘致のための支援策については、1つ目は人材確保に関する支援策として、国・県等の労働・雇用に関する情報について、広報、窓口での対応により周知を図るとともに、合同企業説明会の共同開催、企業・事業所ガイドブックの作成、配布等により、求職者とのマッチング支援を行っています。

2つ目は設備投資に関する支援策であり、事業拡充や新規創業を行う事業者に対して、助成金の交付、固定資産税の免除など設備投資に係る負担軽減を支援してい

ます。

3つ目は経営に関する支援策として、雇用機会の増大を行う事業者に対し、助成金等の交付を行っており、また、事業を安定的に営むために低融資制度により支援を行っています。

4つ目は情報発信に関する支援策で、市内事業者が生産する優れた製品をインターネットを通じて市内外に広報することにより、事業者の販売促進や需給開拓を支援し、また、事業者が出展する見本市、展示会などへの経費を一部補助しております。

上記の取り組みの実績として、現在では6校の廃校で企業が操業しており、その効果としては、新たに 150 人の雇用が生まれ、その7割が市内からの雇用につながっています。また、若年層の雇用の場の確保により人口流出の抑制がなされ、さらには本社からの移住があるなど、人口増加にも貢献しています。

その一方で課題もあり、企業からの廃校活用の提案はあるものの、老朽化が著しく、旧耐震基準となっている廃校は誘致に至らないのが現状となっています。また、廃校施設は企業に無償貸与されますが、施設の維持修繕は企業側が負うこととしていることから、維持修繕に要する費用負担が大きく、その負担を市に求めてくるケースもあるとのこと。ますます老朽化が進む廃校施設もあるので、今後、企業との協議が難航することが予想されるとのことでした。

### 3. 有害鳥獣被害対策について(滋賀県高島市)

高島市における捕獲頭数は、平成 22 年ニホンジカが 4,070 頭、イノシシが 333 頭、平成 28 年度ではニホンジカが 2,840 頭、イノシシが 599 頭となっており、近年ではより被害が大きいイノシシの捕獲が大きくなっています。

被害を軽減するため、平成 20 年度には鳥獣被害防止措置法第4条に基づく被害防止計画を策定し、市民からの捕獲等の要望に迅速に対応することを目的に鳥獣被害対策実施隊を設置し、平成 21 年4月から活動を開始しました。

鳥獣被害対策実施隊の主な職務内容としては、被害集落における捕獲のためのおりやわなの設置、市所有の囲いわなによる捕獲と管理、ネット等にひっかかったシカやイノシシの止めさし、市が貸し出したおりで捕獲された外来獣(アライグマ・ハクビシン)の止めさしを行っています。さらには、サルの追い払いや被害集落における被害対策指導なども行っています。

隊員の資格は、市内在住の第1種銃猟免許を取得した方となっており、平成 29 年の猟友会会員 95 人中、実施隊員が 75 人という状況です。

鳥獣害対策の集落への支援策としては、新規狩猟免許取得にかかる事前講習会受講費等の助成として、1科目受講費1万 2,000 円、2科目以上は1万 6,000 円プラス交通費を助成、さらには侵入防止柵設置にかかる支援として1メートルにつき 1,500 円の助成、追い払い資材購入費として 10 分の8以内(上限6万円)の補助、捕獲わな購入

	<p>費として2分の1以内(上限3万円)の補助を行っています。</p> <p>また、集落ぐるみでの取り組みとしてアライグマやハクビシン用の小型箱わなの貸し出しによる捕獲を推進するなど、集落での捕獲体制の充実化も図っています。</p>
<p>考 察</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大崎市と生駒市では環境の違いを感じる部分もありましたが、農家が直面している「管理できない」と「耕作したい」という市民ニーズをうまく行政がつないで、農地の活用と生産活動を通し、市民の新しいコミュニティの形成を生ませている姿は、大崎市における今後の地域振興、中山間農地の維持を考える上で、参考となる取り組みでありました。</li> <li>2. 大崎市としても、今後、小学校の統合による廃校活用策について真剣に取り組んでいく必要があり、企業誘致等の施策の展開に当たり、大変参考になる取り組みでありました。</li> <li>3. 大崎市としても鳥獣害被害対策としては、平成 25 年に鳥獣被害対策協議会を立ち上げ、平成 28 年度には鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害防止、軽減に取り組んでいるところですが、依然被害が拡大している状況にあるため、高島市における集落ぐるみでの取り組みを大いに参考にすべきであると考えます。</li> </ol>

以 上